

年々調整における社会保険料控除

Q : 年末調整の時期が近づいてきましたが、長寿医療制度の保険料を支払った場合の社会保険料控除の手続きはどのようにすればいいのですか？

A : 保険料控除申告書に記載することになります。

【解説】

国税庁はさきごろ、ホームページに平成20年分「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、平成21年分「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」「給与所得・退職所得者に対する所得税源泉徴収簿」「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書」の用紙を公表しました。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/mokuji.htm>

今年度の年末調整では、社会保険料控除の対象となる保険料に長寿医療制度の保険料が追加されていますので注意が必要です。

保険料は、本人負担が原則ですが、一定の要件を満たす被保険者の申出があれば、生計を一にする本人以外の家族の口座から保険料を引き落とすこともこの10月から認められています。

この長寿医療制度の保険料に社会保険料控除を適用するには、社会保険料控除欄に「長寿医療制度」と記載し、保険料を納付した市区町村を書き、保険料を負担した被保険者の氏名と続柄、保険料の額を記載します。

